

京都府・市町村税務共同化組織設立準備委員会

次 第

平成21年4月9日(木)
午後1時30分～
ルビノ京都堀川(2階 みやこの間)

1 開 会

2 議 題

(1) 税務共同化の今後の進め方等について

(2) その他

3 閉 会

出席者名簿

役職名	氏名	役職名	氏名
福知山市長	松山 正治	木津川市長	河井 規子
舞鶴市長	齋藤 彰	大山崎町長	真鍋 宗平
綾部市長	四方 八洲男	久御山町長	坂本 信夫
宇治市長	久保田 勇	井手町長	汐見 明男
宮津市長	井上 正嗣	宇治田原町長	奥田 光治
亀岡市長	栗山 正隆	笠置町長	松本 勇
城陽市長	橋本 昭男	和束町長	堀 忠雄
向日市長	久嶋 務	精華町長	木村 要
長岡京市長	小田 豊	南山城村長	手仲 圓容
八幡市長	明田 功	京丹波町長	松原 茂樹
京田辺市長	石井 明三	伊根町長	吉本 秀樹
京丹後市長	中山 泰	与謝野町長	太田 貴美
南丹 総務部市長	松田 清孝	京都府副知事	麻生 純

検 討 資 料

平成 2 1 年 4 月 9 日
京都府・市町村税務共同化組織設立準備委員会

I. 京都府・市町村税務共同化組織規約（案）

- 1 広域連合の名称
- 2 広域連合の処理する事務
- 3 広域連合議員の選任方法
- 4 広域連合長の選任方法
- 5 副広域連合長の選任方法
- 6 経費負担の方法
- 7 広域連合の事務所
- 8 広域連合の組織体制

II. 事業計画（案）

III. 今後の手順（案）

IV. 報告事項

I. 京都府・市町村税務共同化組織規約（案）

1 広域連合の名称について

■ 名 称

「京都地方税機構」とする。

2 広域連合の処理する事務について

■ 広域連合設立時の業務内容を記載

- ・ 一般税及び国民健康保険税（料）の滞納処分
- ・ 業務研修
- ・ 賦課徴収業務に関する構成団体からの相談・支援
- ・ 課税共同化の準備、システム構築
- ・ エルタックス共同審査サーバー構築、運用

3 広域連合議員の選任方法について

■ 定数、選任方法

- ・ 構成団体のすべての議会から議員を選出
- ・ 各市町村からは「京都府後期高齢者医療広域連合」と同数の議員を選出
- ・ 府議会からは6名を選出
- ・ 選挙方法も「京都府後期高齢者医療広域連合」と同じ。

定数	区分	選任方法
32人	府議会議員	6人
	宇治市議会議員	2人
	その他市町村議会議員	各1人
		各構成団体の議会でそれぞれ選挙

4 広域連合長の選任方法について

■ 選任方法

構成団体の長が投票により選挙で選任する。

5 副広域連合長の選任方法について

■ 定数、選任方法

他県の滞納整理機構は1名だが、取り扱う業務の大きさから複数名とする。

定数	区分	選任方法
3人以内	府代表、市長会代表、町村会代表、事務局職員代表から選任	広域連合長が広域連合の議会の同意を得て選任

6 経費負担の方法について

当面、課税の共同化がスタートするまでの間は、暫定的に次の方法により、経費を負担することとする。

■ 負担割合

(1) 京都府

府からの派遣職員割合分を負担

(2) 市町村

市町村からの派遣職員割合分を、各市町村の規模や応益性を踏まえ、以下の負担金割合により算定

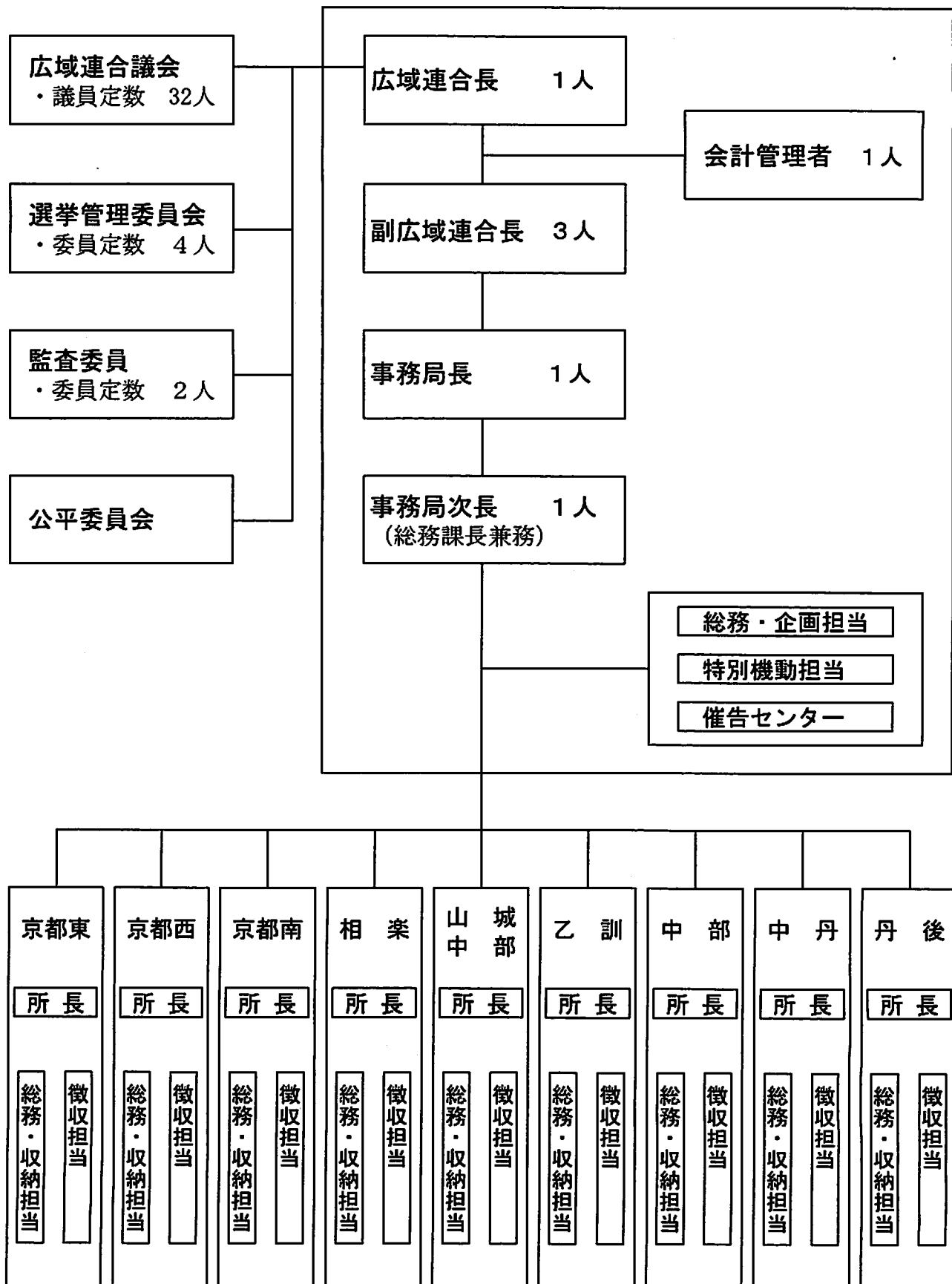
$$\text{負担金額} = \text{基本負担額 } 5\% + \text{人口割額 } 47.5\% + \text{税収割額 } 23.75\% + \text{滞納繰越額割額 } 23.75\%$$

基本負担額	各市町村が定額で負担（均等割）。割合は府後期医療（広）と同じ。
人口割額	団体としての人口規模を表す指標として導入。割合は府後期医療（広）と同じ。
税収割額	団体としての税収規模を表す指標として導入。割合は総額から基本負担額、人口割額を差し引いた額の 1/2（23.75 %）
滞納繰越額割額	滞納整理の業務量を表す指標として導入。割合は税収割額と同じ。

7 広域連合の事務所

		当 面 (徴収業務開始時)
		場 所 (現時点で候補として考えられる施設)
本 部		府庁内
催告センター		
地 方 事 務 所	京都市内	京都東府税事務所
		京都西府税事務所
		京都南府税事務所
	相 楽	木津総合庁舎
	山城中部	府立城南勤労者福祉会館
	乙 訓	乙訓総合庁舎
	中 部	亀岡総合庁舎 (旧保健所)
	中 丹	福知山市大江支所
	丹 後	京丹後市大宮庁舎

8 広域連合の組織体制



Ⅱ. 広域連合「京都地方税機構」の事業計画（案）

1 概 要

広域連合は、京都府及び京都市を除く府内市町村の税業務を統合的に行うことにより、納税者の利便性向上や業務の効率化を図るとともに、公平・公正な税業務の一層の推進を図るものである。

2 府内地方税に係る滞納整理等の共同実施

広域連合は、各構成団体から移管を受けた滞納案件につき、共同徴収支援システムを活用して効率的かつ計画的に滞納整理を進め、税収確保と徴収率の向上を図る。

(1) 統合する滞納整理の対象

市町村税、府税の全税目（国民健康保険税（料）を含む。）について、納期限を一定経過した未納案件を対象とする。

(2) 共同徴収支援システムの活用

各構成団体における滞納データを広域連合の共同徴収支援システムに取り込み、名寄せ、債権管理を行いながら催告等の納税折衝、財産調査、滞納処分等を実施する。

各構成団体において賦課額の変更等の処理がされた場合や、広域連合において処分等を行った場合は、その都度、共同徴収支援システムと各構成団体とデータの連携を図る。

(3) 滞納整理の実施

① 督促状の発付

各構成団体から移管を受けた滞納案件につき、広域連合が督促状を発付する。

② 「催告センター」での簡易催告の実施

広域連合本部に「催告センター」を設け、電話催告、文書催告を集中的に行うことにより、滞納件数の圧縮を図る。

③ 納税折衝、財産調査、滞納処分等の実施

滞納額に応じて広域連合における所管を区分し、それぞれにおいて、納税折衝、財産調査、滞納処分等を実施する。

滞納合計額500万円以上の案件は、広域連合本部に設置する「特別機動担当」で集中的に滞納整理を実施し、500万円未満の案件は、地方事務所において整理する。

地方事務所では、100万円以上500万円未満の案件は「大口担当」で、100万円未満の案件は「地域担当」で所管する。

④ インターネット公売の実施

差押財産を効果的、効率的に換価するため、従来の会場公売に加えて、広域連合本部においてインターネット公売を実施する。

(4) 徴収金の収納

① 消込データの一括作成

広域連合納付書により納付された徴収金について、消込データを作成し各構成団体に伝送する。

② コンビニ納税の実施

すべての税目を対象に、コンビニ納税を実施する。

3 構成団体と広域連合の業務区分及び協力体制

① 業務区分

区分	事 項	構成 団体	広域 連合	備 考
移管前	1 広域連合移管予告	○		
移管後	2 督促状の発付（広域連合移管予告）		○	名義は構成団体の長
	3 広域連合移管通知		○	
	4 催告（文書・電話）		○	
	5 財産調査		○	
	6 差押予告		○	
	7 差押え（参加差押え・交付要求）		○	
	8 登記嘱託		○	登記権利者は構成団体
	9 公売予告通知・公売通知		○	
	10 公売（換価）		○	
	11 配当		○	
	12 徴収金の受領（歳入歳出外現金）		○	
	13 徴収金の送金		○	
	14 広域連合からの送金徴収金の受入れ	○		
	15 送金された徴収金の消込み処理	○		
	16 徴収猶予・換価の猶予・担保の徴取・ 納付委託		○	
	17 差押え（参加差押え）の解除・交付要 求の解除		○	
	18 延滞金の免除・減免の適否検討		○	
	19 滞納処分の停止		○	
	20 不納欠損処分の適否検討		○	
	固 有 事 務	21 延滞金の免除・減免	○	
22 不納欠損		○		
23 過誤納金の還付・充当		○		
24 納税証明書の発行		○		

② 協力体制

広域連合は、構成団体が業務執行するに際し、構成団体の求めに応じて必要な協力体制を整備する。

4 不服申立ての処理

市町村税（国民健康保険税を含む。）、府税の滞納処分に関する不服申立ては、広域連合本部において処理する。

国民健康保険料の滞納処分に関する不服申立ては、従来どおり、国民健康保険審査会において処理する。

5 納税者利便性向上に向けた取組

広域連合は、納税証明発行窓口の拡大、クレジット納税等納税チャネルの拡大等により、納税者の利便性向上を図る。

6 課税業務共同化の条件整備

広域連合は、課税資料の一括受付と課税データの一括作成による事務処理の効率化とともに、未申告案件等の共同調査による課税客体捕捉率の向上を目指して、業務の標準化及び納税通知書の発送までの全ての課税業務の可能な共同処理化に向けた準備を行う。

合わせて、電子申告（eLTAX）や国税（確定申告）データ連携に対応した業務支援システムの開発整備を進める。

（参考）課税業務の工程

項 目	…	主な業務
課税資料の収集・課税客体の把握	…	申告書等受付(送)、関係機関・実地等調査
↓		
課税標準等の算定	…	申告等審査、固定資産評価額算出
↓		
税 額 等 の 決 定	…	賦課等処分・価格決定決議、調定決議
↓		
納税通知書の発付	…	発送、説明

(1) 法人関係税業務の方向

申告センターでの申告等の一括受付・一括入力とともに、収納業務との連携を基本フローに、法人3税（法人市町村民税、法人府民税、法人

事業税)に係る納税義務者や課税情報等を一元管理する支援システムを整備。

(2) 個人住民税関係業務の方向

申告センターでの給与支払報告書の一括受付・一括入力、国税(確定申告)データ連携による賦課資料収集の共同化から開始することを基本に、さらに課題整理を進め、共同化業務の範囲拡大とともに必要な支援システムを開発。

(3) 償却資産(固定資産税)関係業務の方向

申告センターでの申告等の一括受付・一括入力を基本フローに、償却資産に係る課税情報を既存固定資産税システムも活用し管理。

さらに、家屋評価をはじめ固定資産税関係業務の項目整理を進め、必要な支援システムを開発。

(4) 軽自動車税関係業務の方向

申告書について、京都地方税務協議会受付申告書を電子データ化するとともに、共同宛名DBの構築により住民特定し、軽自動車(四輪)の共同システムを開発。

なお、廃車申告書延着等対応として軽自動車等の他府県異動情報を有効活用する。

7 研修の実施

広域連合は、関係機関とも連携を図りながら、構成団体の賦課徴収担当職員を対象に、外部講師等による地方税に係る幅広い実務的な研修を体系的に行う。

- (例示) ○初任者研修
- ・ 地方税法解説
 - ・ 国税徴収法解説 等
- 専門研修
- ・ 財産調査
 - ・ 公売関係 等
- 税務管理者研修 等

Ⅲ. 今後の手順（案）

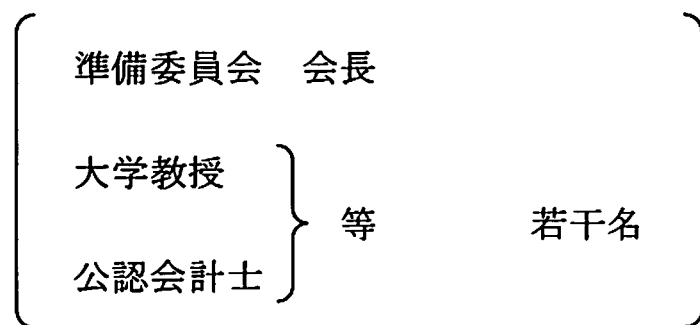
- 重点項目
- 平成21年度出来るだけ早い時期での徴収業務共同化の開始
 - 移転作業に要する期間の確保
 - 共同徴収支援システムの十分なテスト

日 程	広域連合設立関連	業 務 関 連
4月	規約案の協議、合意	
6月 ～7月	規約の議決 (市町村・府議会) 設立許可申請書取りまとめ 総務省へ設立許可申請	システム改修完了 エルタックス共同加入 エルタックス共同審査サーバー構築
<u>総務大臣の許可 → 広域連合の設立</u>		
9月 ～10月	広域連合長の選挙 関連補正予算等の提案 広域連合議員選挙 (市町村・府議会) 第1回広域連合議会	滞納データ連携テスト 新事務所の開設準備
12月		
1月1日	<u>徴収・収納業務の開始</u>	

広域連合の指定金融機関選定の進め方について（案）

■ 選定方法

- ・ 外部有識者を含む選定委員会を設置し、選定委員会の協議により選定する。
- ・ 選定委員会は、準備委員会会長、外部有識者により構成する。



■ 選定基準

- ・ 以下の条件を満たす金融機関の中から選定することとする。

「広域連合の本部事務所の設置が予定される京都市及び各地方事務所の設置が予定される京丹後市、福知山市、亀岡市、向日市、宇治市、木津川市に店舗を有する金融機関」

- ・ 選定に当たっては、次の事項を考慮、検討するものとする。

(1) 健全性

(2) 経済性

(3) 利便性

平成20年度京都府・市町村税務共同化組織設立準備委員会決算（見込み）

平成20年4月15日～平成21年3月31日

● 一般会計

収入 (単位：円)

区 分	決算額	備 考
負担金	3,600,000	
雑収入	2,843	預金利息
京都府税務共同化推進協議会から引継	2,214	
計	3,605,057	

支出 (単位：円)

区 分	決算額	備 考
会議費	256,765	準備委員会等
事務費	475,514	
旅費	395,601	
需用費	8,880	消耗品
役務費	61,205	反訳料、手数料等
備品購入費	9,828	公印
計	732,279	

平成21年度へ繰越 2,872,778

● 支援システム構築特別会計

収入 (単位：円)

区 分	決算額	備 考
負担金	55,896,750	
京都府負担金	27,948,375	
市町村振興協会負担金	27,948,375	
計	55,896,750	

支出 (単位：円)

区 分	決算額	備 考
委託費	55,896,750	
共同徴収支援システム開発業務	52,746,750	
課税システム調査	3,150,000	
計	55,896,750	

平成21年度京都府・市町村税務共同化組織設立準備委員会予算（案）

（単位：千円）

収 入		支 出	
支援システムに係る負担金	300,998	支援システム構築費	300,998
府(※1)	(116,073)	共同徴収支援システム 消込データ一括作成等システム 法人関係税システム 課税支援システム設計 エルタックス 財務システム	
振興協会	(124,844)		
市町村(※2)	(60,081)		
総務費に係る負担金	3,600	総務費	6,473
府	(1,800)	(旅費、広聴広報費、一般事務費)	
市町村	(1,800)		
前年度より繰越	2,873		
計	307,471	計	307,471

※1 府は当初予算額

※2 助成措置予定

京都地方税機構（仮称）規約（案）

（広域連合の名称）

第1条 この広域連合は、京都地方税機構（以下「広域連合」という。）という。

（広域連合を組織する地方公共団体）

第2条 広域連合は、京都府及び京都市を除く京都府内市町村（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

（広域連合の区域）

第3条 広域連合の区域は、京都府の区域とする。

（広域連合の処理する事務）

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき構成団体が賦課した地方税及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づき市町村が保険者として賦課した国民健康保険料に係る滞納事案のうち、構成団体が広域連合への移管の手続を行った事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務
- (2) 構成団体の職員に対する賦課徴収業務に関する研修事務
- (3) 賦課徴収業務に関する構成団体からの相談及び支援に係る事務
- (4) 課税業務の共同化の準備及び業務支援システムの開発に係る事務
- (5) 社団法人地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルシステムに係る審査サーバーの設置運営に係る事務

（広域連合の作成する広域計画の項目）

第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次に掲げる事項について記載するものとする。

- (1) 地方税及び国民健康保険料の滞納整理事務に関連して広域連合及び構成団体が行う事務に関すること。
- (2) 課税業務の共同化の準備及び業務支援システム構築に関連して広域連合及び構成団体が行う事務に関すること。
- (3) 社団法人地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルシステムに係る審査サーバーの運用に関連して広域連合及び構成団体が行う事務に関すること。
- (4) 広域計画の期間及び改定に関すること。

（広域連合の事務所の位置）

第6条 広域連合の事務所は、京都市の区域内に置く。

（広域連合の議員の定数）

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、32人とする。

（広域連合議員の選挙の方法）

第8条 広域連合議員は、構成団体の議会において、当該構成団体の議会の議員のうちから選挙する。

2 前項の規定により選挙する広域連合議員の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数とする。

- (1) 京都府議会の議員 6人
- (2) 宇治市議会の議員 2人
- (3) 前号に規定する市以外の各市町村の議会の議員 1人

3 第1項の選挙については、地方自治法第118条の規定の例による。

（広域連合議員の任期）

第9条 広域連合議員の任期は、当該構成団体の議会の議員としての任期による。

2 広域連合議員が当該構成団体の議員でなくなったときは、その職を失う。

3 広域連合の議会の解散があったとき又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

（広域連合の議会の議長及び副議長）

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長1人及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員としての任期による。

（広域連合の執行機関の組織）

第11条 広域連合に、広域連合長1人及び副広域連合長3人以内並びに会計管理者1人を置く。

2 広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。

（広域連合の執行機関の選任の方法）

第12条 広域連合長は、構成団体の長が投票によりこれを選挙する。

2 前項の選挙は、第15条の選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。

3 広域連合長が欠けたときは、前2項の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

4 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。

5 会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合長が命じる。

（広域連合の執行機関の任期）

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、4年とする。ただし、構成団体の任期の定めのある職を兼ねる者にあつては、当該任期による。

2 広域連合長が構成団体の長でなくなったとき又は副広域連合長（構成団体の任期の定めのある職を兼ねる者に限る。）が当該職を失ったときは、広域連合長又は副広域連合

長の職を失う。

(補助職員)

第14条 第11条に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。
- 3 選挙管理委員は、構成団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。
- 4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第16条 広域連合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員としての任期による。ただし、後任の監査委員が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第17条 広域連合の経費は、構成団体の負担金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 前項の負担金の額は、別表に定めるとおりとする。

(規則への委任)

第18条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、広域連合の設立についての総務大臣の許可の日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項の施行の日から平成21年12月31日までの間は、第4条の規定にかかわらず、広域連合の処理する事務は、同条に規定する事務の準備行為とする。
- 3 広域連合設立後初めて行う広域連合長の選挙は、第12条第2項の規定にかかわらず、京都府知事が指定する場所において行うものとする。

別表（第17条関係）

経 費	負担金区分		負担金の額
京都市の区域に 設置する地方事 務所の賃貸料	京都府の負担金		賃貸料の額
上記以外の経費	京都府の負担金		経費の額に京都府からの派遣職員数を構成団体からの派遣職員数で除して得た数を乗じて得た額
	市町村の 負担金	基本負担額	経費の額に市町村からの派遣職員数を構成団体からの派遣職員数で除して得た数を乗じて得た額（以下「市町村負担金額」という。）の100分の5に相当する額を構成団体の市町村の数で除して得た額
		人口割額	市町村負担金額の100分の47.5に相当する額に当該市町村の人口を京都市を除く京都府内の市町村の人口で除して得た数を乗じて得た額
		税割額	市町村負担金額の100分の23.75に相当する額に当該市町村の税収を京都市を除く京都府内の市町村の税収で除して得た数を乗じて得た額
		滞納繰越額 割額	市町村負担金額の100分の23.75に相当する額に当該市町村の滞納繰越額を京都市を除く京都府内の市町村の滞納繰越額で除して得た数を乗じて得た額